国民年金には免除制度があります

20歳になると、学生であっても日本国内に住む方は年金に加入して国民年金保険料を納める義務があります。

しかし、国民年金には、経済的に保険料納付が難しい場合、保険料を免除・猶予される制度があります。

※免除・猶予をご希望の方は毎年申請が必要になりますのでご注意ください。

※学生納付特例制度の場合、4月が申請開始月になりますので特にご注意ください。

○学生納付特例制度

4月から翌年3月までを1年度とし、前年所得に基づき保険料の納付が猶予されます。

特例を受けられる所得のめやす

所得が118万円＋（扶養親族等の数×38万円）＋社会保険料控除額等よりも低い額以下である場合

手続きに必要なもの

年金手帳、在学期間がわかる在学証明書又は学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写し、認め印

○保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業した場合など、保険料の納付が経済的に困難な場合は免除になります。

免除となる所得のめやす

前年所得が左記それぞれの計算式で計算した金額の範囲内であると、その免除の対象となります。

・全額免除

（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円

・4分の3免除

78万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

・半額免除

118万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

・4分の1免除

158万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

手続に必要なもの

年金手帳、本人・配偶者・世帯主が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し、認め印

○納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

納付猶予となる所得のめやす

所得が（扶養親族等の数＋1）×35万円＋22万円で計算した額以下である場合。

手続に必要なもの

年金手帳、本人・配偶者・世帯主が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し、認め印

～未納のままにしておくと～

・障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

・老齢基礎年金を将来的に受けられない場合があります。

問合せ先

市民保健課国保年金係（窓口③）☎㉒3922

市税等の納め忘れはありませんか？

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の納め忘れはありませんか？

そのままにしておくと延滞金が加算されたり、滞納処分を受けることになります。特別な事情で納付が遅れている方は税務課へご相談ください。

問合せ先　税務課収納係（窓口⑦）☎㉒2218

下田市景観まちづくり市民会議委員を募集します

市では、「下田まち遺産」を活かした景観まちづくりを推進する組織として「景観まちづくり市民会議」を設置しています。

下田まち遺産の認定及び登録に関すること、下田まち遺産の維持、保存及び創出並びに良好な景観形成の推進に関することなどについて話し合いをしています。

この度、次のとおり市民会議の委員を募集します。

応募要件

次の全ての条件を満たす方

①下田市に住所を有し、現に市内に居住している方

②平成29年3月1日現在満18歳以上の方（在職者）

③平日の昼間又は夜間でも会議に参加できる方

④市税の滞納がない方

応募人数　1名程度

委嘱期間

平成29年4月～平成32年3月（予定）

応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、FAX又はEメールで提出してください。

※応募用紙は建設課に用意してあります（市ホームページからもダウンロード可）。

応募期限　3月27日（月）

※応募者多数の場合は書類選考等を行います。

その他

市民会議の開催は年間4回程度を予定しています。

委員として会議に出席した場合は、市が定める額の報償費をお支払いします。

応募・問合せ先

建設課都市住宅係

☎㉒2219　FAX㉗1007

✉kensetsu@city.shimoda.shizuoka.jp